

無形資産の会計に関する一考察

佐 野 明 治

I. はじめに

1. 企業会計の世界に大きな変化が進行しつつある。1990年以降、あらたに突入することとなった会計制度、基準等の大きな変革は、まさに「会計ビックバン」と称するにふさわしいものであった。そして、その際、企業会計の世界に大変革をもたらす背景に、激しく大きな地殻変動が生じていることに、われわれは注目しなければならぬ。

経済産業社会のなかで変化がもっとも速いもの、それは企業であろう。各企業は経済産業界の内にあってそれぞれが急速に変化しているだけでなく、広く取引企業（仕入会社・販売会社）にも変化を強いており、その背景には激しい競争が存在する。同時に、企業内部では技術が、経営者や従業員すらも対応できないくらい猛烈な勢いで変化する。金融や財務も、それよりわずかに遅いにしても、目もくらむペースで変化している。さらに、これから本稿で見て行くところの企業会計の分野も急速な変化に懸命に追いつこうと努力している。

いま企業経営の中核をなすものは、企業価値の創出（生産）にある。したがって企業間の激しい競争に打ち勝つためには、各企業はその経営目標を企業価値の創出におかなければならない。そして、この企業価値を決定する資源の中心は、その企業の有する「資産」にある。企業会計の世界では、資産を大別して有形資産と無

形資産に分類してみることができる。重要な経営資源である資産について、近年、とくに90年代以降は企業価値を決定するにあたって、「資産」の果たす役割が有形資産から無形資産へと大きく重点が移行していることが注目される。すなわち、企業価値を決定する重要な諸因子を構成し、企業の競争力を生み出す重要な諸源泉が、いまや有形資産から無形資産へとその重点が移行しようとしているのである。

いうまでもなく企業会計の中心的な役割は、測定機能と報告機能を果たすことにある。ところがいま注目すべきは企業の有する資産の構成比率が有形資産から無形資産へと重点が移行することによって、本来、企業会計の重要な役割である測定・報告機能なかんずく会計情報の有用性が無視できないほどの低下を招来していることが深刻な問題となっていることである。なぜなら、現行の貸借対照表では、資産の大半を占めようとしている無形資産の多くを計上表示しない（オフバランス）、いや計上できないことから、企業価値に関する説明能力が著しく低下していることを指摘せざるを得ない。これは企業会計そのものが、時代の変化に充分対応できないために、本来会計に要請される測定・報告機能が、その果たすべき能力において劣化するという深刻な事態に陥ろうとしていることを意味する。

2. 企業価値の創出（生産）をめざす経済とは、知識に基づくそれも無形の富の創出をめざす

経済といってよいであろう。未来学者トフラーは、人類の歴史の全体を通じて、富の体制すなわち富を作り出す方法は3つに分類できるとし、次のように述べている¹⁾。すなわち、第1の方法は、主に栽培に基づいており、第2は製造に基づき、第3はサービス、思考、知識、実験に基づくという性格を強めている。そして地球上には、少々乱暴な言い方ではあるが、鋤、組み立てライン、コンピュータがそれぞれを象徴している、と。

トフラーのいう社会は、ピーター・ドラッカーが「ポスト資本主義社会」²⁾と指摘する社会、あるいはダニエル・ベルが「脱工業化社会」と称する社会、それに現在では、一般に「知識社会」といわれるところの社会であるといつてよい。未来学者としての彼らに共通するのは、21世紀の社会は情報・技術など知識が支配する社会であり、このような社会においては、従前のように労働と資本の投入量よりもむしろ知識の創造およびその活用度が経済発展に重要な役割を果たすことになる。自由経済（国民経済）の一分枝を構成するところの企業は、従来の企業経営方式においては「モノ」すなわち有形の資産を直接の対象としてきたが、21世紀の企業においては、むしろ無形資産の価値を高めるところの企業価値の創出（創造）をめざす新しい組織的なプロセスを構築することが要請される。

本稿では、知識社会において、企業価値を決定する上において重要な役割をはたす「無形資

産」について、まず無形資産が重要視されるようになった時代の「背景」を観察し、次に、そのような無形資産の会計的測定（評価）について、さらにはその開示への道筋について探ってみたいと考えている。

II. 背景

1. われわれ自由経済の一分枝としての企業とは、「組織された生産体」³⁾として、また企業会計とは企業の経済事象を測定し「伝達するためのシステム」⁴⁾として理解している。そして企業への参加者たちを一定の機能ごとにこれを分類して見たとき、各々の参加者は企業のステークホルダー（stakeholder）と呼ばれる⁵⁾。

3) 制度論的には、企業は社会公共に対する責任を遂行するところの機関であり、国民経済の一分枝を構成する。一方、生産を担う一組織体としての企業は、人・カネ・モノ・知識（情報）で組織された生産体でもある。このように本稿では、企業を二重の意味で理解している。

4) 井尻雄士「会計測定の基礎」東洋経済新報社、1968、1ページ

5) 企業は、これを「有力な諸集団の要請の焦点」（B. E. Goetz, “Management Planning and Control”, p. 23.）であると見ることもできる。すなわち、われわれの考える企業は国民経済を構成する一分枝として存在するところの企業であり、社会に存在する各種の集団との間に複雑多岐な社会関係をとり結び、その関係の上に存立するものとしての企業である。そして、これらの社会集団は、企業との関係において、それぞれ固有の利害を持ち、その利害にたつて企業との関係をとり結ぶ。この意味において、これらの社会集団は、利害関係者ないし利害関係者集団と称することができる。ただ、本稿は、多くの研究書の例になら

- 1) Alvin Toffler & Heidi Toffler, “REVOLUTIONARY WEALTH”, 2006. (山岡洋一訳「富の未来」講談社、2006年)
- 2) Peter F. Drucker, “POST-CAPITALIST SOCIETY”, 1993. (上田惇生+佐々木実智男+田代正美訳「ポスト資本主義社会」ダイヤモンド社、1993年)

企業はステークホルダーによって構成された組織体でもある。企業を構成するステークホルダーは、個人を想定するのではなく集団を構成する分枝と考える。企業会計が測定し経済事象を報告する客体は、ステークホルダーの存在を前提とすることはいうまでもない。なお本稿では、「生産」については、これを「交換を通して人々の需要に応ずる行為」⁶⁾と理解する。したがって生産とは、単に物的製造のみを意味するものではない。

2. 成立して以来、数世紀を経過する自由経済の原理は、資本主義経済の変遷にもかかわらず、現代でもなお、より高い次元で生きているといえる。自由経済の原理は、17・18世紀の西ヨーロッパを通じて、個人の自由を基調とする近代市民社会において形成されてきた。そこでは多数の自由な個人が、経済的動機によって、かつ彼自身の自由な判断に基づいて、しかも自己の責任において自主的に行動する。しかも、こうした各人の自由な経済行動の相互依存関係は、なんら強権的、計画的な指導がなされることなく、専ら「市場機構」を通じて、自動的に、いわゆる「見えざる手」によって調整されると期待されていた。

しかし、19世紀に入って、このような自由経済の原理が実現するための前提条件が、経済・社会の進展との関連において崩壊したとき、つまり企業の規模が大きくなり、市場統制の動きが始まり、資本と労働とが分化するようになると、経済自体が引き起こす波動現象、すなわち「景気変動」に直面することになる。景

気変動は、当初、不況が好況への、あるいは好況が不況への転機を内蔵するという経済自体の波動現象であって、経済自体の自己調整によって景気変動の緩和・調整が可能であると考えられていた。ところが20世紀になって以降の経済は、とくに第一次大戦後、すなわち1929年以降の世界恐慌にはじまる「慢性不況」は、もはや景気循環としての一段階たる一時的な不況ではないという現象を突きつけることとなった。

周知のごとくJ. M. ケインズは「慢性不況」の原因を、「有効需要」の不足にある⁷⁾とし、消費需要と投資需要の不足が持続的であるかぎり、慢性不況は単なる景気循環とは異なり、経済内部だけの自己調整では解決しえないことを究明した。かくて、ここに自由経済の秩序が慢性不況の問題を解決するためには、国家の経済への介入を必須とする原因の一つをもつにいたる。

しかしながら20世紀の経済秩序は、国家の経済に対する積極的な介入を容認するところの、古典的な自由経済からは大きく変貌した秩序を形成しているとはいうものの、その根幹そのものは、なお自由企業制度にあるといわなければならない。しかも、この自由企業制度の核心は、自由な市場機構を通じて発揮される「競争の秩序」にあると考えられている。J. A. シュンペーターの「不断に古きものを破壊し新しきを創造して、たえず内部から経済構造を変革する動因と経済的革新並びにそれに基づく競争の過程、これこそが資本主義の本質的事実であり、この競争は、費用や品質の点における決定的な

い「ステークホルダー」と表現している。

6) J. R. Hicks, "The Social Framework, An Introduction to Economics, 3rd ed", 1960, p22. (酒井正三郎訳「経済の社会的構造」同文館, 1967年, 30ページ)

7) J. M. Keynes, "The General Theory of Employment, Interest and Money", 1936. (塩野谷九十九訳「雇用・利子および貨幣の一般原則」東洋経済新報社, 1955年)

優位を占める」⁸⁾という主張は、21世紀の資本主義社会においてもなお通用する代表的見解といっても過言ではない。

3. A. トフラーが、1980年に出版した「第三の波」⁹⁾は、情報化社会の到来を詳細に予測し衝撃を与えた。続いて、2006年には「富の未来」を出版。今、われわれは産業革命以来の大変革の中にいると指摘する。テクノロジーの進化によって、人類は新たな富を生み出す力を手中にし、「情報革命」は社会の急激な変化を迫っているという。彼は「第三の波」の中で人類の文明(革命)を3つの波¹⁰⁾にたとえる。「第一の波」は農業革命である。1万年ほど前、狩猟などに頼っていた人類の生活を一変させた。「第二の波」は産業革命。18世紀、工業化による大量生産の時代が始まった。そして「第三の波」はコンピュータという新たな技術がもたらした情報化社会への変革である。この変革では「知識に基づく経済への移行」という重要な革命がか

つてない規模で起きているのだと指摘する。

トフラーは、人類の生み出した富を作り出す方法としての経済体制は、①時間、②空間、および③知識の3つの要因が、相互作用を起こしながら変化していくという。つまり、彼は「時間」「空間」「知識」の使い方が、革命的に変化して社会的・基礎的条件の基盤を揺るがして大きな変革をもたらしていると考える。したがって「資産の概念」も変わるという。以下、しばらくトフラーの所論(A. トフラー+H. トフラー共著「富の未来」)を敷衍してみていく。

〔時間〕人間と社会の動きは、混乱と偶然の領域と一時的な安定の領域が交互に起こり、一方が他方を生み出すという関係にある。そして、ある程度の安定性と同時性がなければ、生活は混乱と偶然に押しつぶされる。ところで、アメリカの主要な制度の中でもっとも速いもの、それは企業である。企業は、社会で起きる変化の多くをもたらす原動力となっている。各企業はそれぞれが急激に変化するだけでなく、取引先企業にも変化を強いており、その背景には熾烈な競争がある。また企業内では、技術が猛烈な勢いで変化している。時には経営者や従業員ですら対応しきれなくなるほどである。金融・財務も、目もくらむようなペースで変化し、各企業は新しい技術、規制の改定、市場の多角化、金融市場の変動に対応しようとしている。また、企業会計の分野も必死に追いつこうとしている。

一方、動きの遅い制度の中でとりわけ遅いもの、それは典型的には法律である。法律には2つの側面があり、第1は組織という側面(裁判所・法曹界等)であり、第2はこれらの組織が解釈し守っている法律そのものである。知識社会は法律があったから成長してきたのではなく、時代遅れの法律という障害をはねのけて成

8) J. Schumpeter, "Theorie der Wirtschaftlichen Entwicklung", Munchen und Leipzig, 1912. (中山伊知郎・東畑精一訳「経済発展の理論」岩波書店, 1937年)

9) Albin Toffler, "The Third Wave", 1980. (徳岡孝夫訳「第3の波」中公文庫)

10) トフラーは、次のように語っている。『歴史を見れば、今起きていることには必ずひとつの傾向があることがわかります。それは、いわば波のようなもので、直線的な変化ではありません。わたしたちが「第三の波」について語るとき、多くの人はテクノロジーの変化のことだと思っています。しかし、もっと注意深く観察すれば、テクノロジーの変革は社会のありとあらゆる構造を変えていくことに気づくはずです。』(アルビン・トフラー+田中直毅著「生産消費者の時代」日本放送出版会, 2007年)

長してきた。現代社会が直面している問題は、急成長する経済の要求と、古い社会制度の構造の惰性との間にある大きなズレにある。多数の制度が関連しながら同時性を維持できなくなり、社会全体に機能不全が拡大しているのである。

さらに変化が加速しているので、制度の危機はアメリカだけの問題ではなくなってきている。日本、EU各国、中国など、21世紀の世界経済で競争に加わろうとする国はいずれも、新しい形態の制度を考え出し、同時化と非同時化の間の均衡を調整しなければならないのである。

また現在では、時間の調整が極めて複雑になって重要にもなっていて、これを扱う「同時化産業」が成長し、大規模となっている。たとえばトヨタが開発したカンバン方式は、顧客の需要の変化に対応して生産を計画でき、これによってタイミングは柔軟に調整できるようになった。トヨタのジャスト・イン・タイム方式が行なったのは、時間の許容度をさらに縮小することにある。そして、そのためにかつてなかったほど高度な同時化が求められるようになってきている。

同時化が進むほど、供給連鎖全体で得られる付加価値が大きくなる。しかし、タイミングが狂えば企業は打撃を受け、ときには倒産することすらある。だが、これは個別の企業だけの問題ではなく、いくつかの企業間の関係を混乱させかねない。それだけではなく、産業全体、国内経済のセクター全体、さらには世界経済にすら影響を与えかねない。また、同時化の問題は、「資産」(後述)の有用性の概念にすら影響を与えようとしている。

〔空間〕 今ではすべての人、すべての企業、すべての国で活動空間が大きく変化している。カ

ネも動いている。どの通貨にも人と同様活動空間があり、それが常に変化して、世界経済に影響を与えている。ドルは現在、活動空間がもっとも広く、いくつかの国が自国通貨の発行を止めて「ドル化政策」を採っているほどである¹¹⁾。要するに、通貨は以前にあった空間の制約から解放されている。

一つの国で複数の通貨が使われるようになると、その国で事業を行なう企業や金融機関にとって選択肢が増えることになる。為替リスク、税金、規制、取引コスト、金融商品等、それに会計基準などの点でも有利なものを選べるようになる可能性がある。逆に、政府の影響力と管理力は低下していく。

〔知識〕 経済学は希少な資源の分配に関する科学だといわれてきたが、知識経済がはじまって半世紀が経過した現在、このような定義は通用し難い。なぜなら、知識は無尽蔵だからである。石油と知識には基本的な違いがある。石油は使えば減っていく。これに対して知識は、使うほど新たな知識が生み出される。この違いだけでも、主流の経済学のかかなりの部分が陳腐化してしまう。いつの時代にも、富を生み出すには必ず、知識が必要である。しかし、知識のすべての部分には、結局のところ、賞味期限がある。ある時点で知識は古くなり、「死知識」とでも呼べるものになる。

〔資産〕 資産とは、誰かが所有しているものと定義されることが多い¹²⁾。どれほどモノ、有形性という性格が強い資産でも、かならず無形

11) 国際通貨基金(IMF)の調査によれば、外国通貨が通貨供給量に占める割合は、18カ国で30%以上、34カ国で平均16.4%になっている。

12) “New Oxford American Dictionary”, 2001, p. 1366.

性という側面をもっている。資産は、とくに先進的な知識社会にあっては、物理的な側面だけでなく、無形の側面があるからこそ、より価値が生まれる。いま有形の資産に付加する無形の側面が、急速に増加している。どの有形資産にも無形の部分の比率が高まっている。知識経済は、無形資産への依存度を高めているのである。

さらにそれだけではなく「二重無形資産」とも呼ぶべきものが急速に増加している。たとえば、2004年にグーグルの株式公開に殺到した群衆が買おうとした企業は資産と事業のほぼすべてが無形のものであり、それは他の無形のものによって保護し強化される。もともと無形の資産に付加された無形の側面が増えているのである。

現在、われわれの経済は、資産は人が想像する以上に、有形の部分が少なくなっているというべきである。世の中の変化が加速して製品サイクルが短くなり、技術の陳腐化が速くなり、市場がどんどん変化して、企業は技術革新を常に迫られているのである。企業の生死はいまや技術革新にかかっており、そのため無形資産が猛烈な勢いで増加している。それだけではない。技術革新というものは伝染する。最先端の企業が前進すれば、他の企業は追いつかなければならない。企業は生き残っていくために、製品の付加価値を高め続けなければならない。このような戦略では必ずデータや情報、知識などの無形資産の重要性が高まる。

すべての先進国では支出対象のうち物的製品の比率が低下している。支出の対象はサービスに移行しており、サービスが高価になってきている。サービス分野にはむしろ、無形資産という性格の強い分野が入る。ところで資産基盤に占める無形資産の比率が高まり、したがって供給に制約のない部分の比率が高まると、「非競

合性」ともいうべき性格をもつ資産の比率も高まっていく。知識製品は何百万人という人が同時に使うことができ、多数の人が使っても減ることはないのである。

このようなかつてなかったような変化は、実は、システム全体を揺るがす可能性をもたらすことになる。あらゆる産業が死神にとりつかれる怖れがある。新技術によって、知的所有権を保護してきた著作権、特許権、商標権をすり抜けることが可能になってくるからである。資本主義の歴史のなかでこのようなことはかつてなかったであろう。資産の概念がここまで根底から疑問とされたことはない。だが革命的な無形性への移行は、現在起こっている資本主義の究極ともいえる改造の第一歩なのかも知れない。

Ⅲ. 会計的測定および開示

1. 「会計は言語である」¹³⁾と称する会計観であっても、その会計的測定の本質は対象に数字をあてはめて行く過程にある。たとえば、それが有形資産の取得であろうと、無形資産の取得であろうと、会計的測定とは対象に数字をあてはめていく過程にあることに違いはない。しかし、現実の問題は企業価値の決定要因の中心となろうとしている資産の大半を、数量化しないかあるいは困難であるために無形資産を貸借対照表に計上しない（すなわちオフバランスとなっている）という現状にある。多くの無形資産がオンバランス化されないという異常さは、有形の資産に付加される無形の側面が急速に増加しているという知識社会においては、会計情

13) Robert N. Anthony and Leslie K. Pearlman, "Essentials of Accounting, 7th ed" (New Jersey: Prentice Hall, 2000), p. 1.

報の有用性に関し致命的な低下をもたらすという深刻な問題を生起する可能性を含んでいる。

そもそも有形資産（正しくは有形固定資産）とは、IAS（国際会計基準）によれば、財貨・用役の生産または提供に利用する目的、外部への賃貸目的または管理目的で企業が保有する資産であり、かつ一会計期間を超えて利用されると予測されるものである¹⁴⁾。そして、有形資産の定義を充たすとともに、以下に示す認識要件を充足する場合に限り、資産として認識計上されることになっている¹⁵⁾。すなわち、①当該資産に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと。②当該資産の取得原価が信頼性をもって測定できること。

さらに、資産として認識要件を充足する有形資産は、当初認識時点において取得原価で記録・測定され得る¹⁶⁾。ここにいう取得原価は、当該資産取得のために支出した現金・現金同等物の価額またはその他の引き渡した対価の公正価値（現金価格相当額）である。有形固定資産の取得原価は、減価償却費を求める場合の基礎価額でもあって、適切な期間損益計算および財政状態表示にとって重要な意義をもつこととなる。

一方、無形資産は会計上「物理的な形態または金融商品としての形態を有しない将来便益に対する請求権」と定義される¹⁷⁾。しかしながら、従来の財務システムにおいては、無形資産の実態を正確に把握し、それを各ステークホルダーに報告することについては満足が得られるものとはなっていない。つまり、知識社会に

おいて無形資産の実態をステークホルダーに開示するのに、どのような指標に注目し、どのように行なうべきかが未だに明らかになってはいないのである。

2. アメリカ財務会計概念書第6号「財務諸表の構成要素」(SFAC6para. 25)においては、資産とは「過去の取引または事象の結果として、ある特定の事業体（企業）により取得または支配されている、蓋然性のかなり高い将来の経済的便益である」¹⁸⁾と定義されている。つまり資産一般の本質的な特性として、次の3つがあげられる。①資産は、可能性の高い将来の便益を示しているものであること、②資産は、その報告主体たる企業が経済的便益を支配していること、③資産は、過去の取引の結果であること。

一方、無形資産の本質的な特性は、①無形資産は、「同時・多重利用が可能」であること、②無形資産が生み出す便益は「不確実性（リスク）が高い」こと、③無形資産には市場が存在しないことに特性があるとされる¹⁹⁾。つまり無形資産というのは有形資産とは異なり、「同時・多重利用可能」であり、「不確実性が高い」ため、無形資産が生み出す成果を現実制度のなかで裏付けることが困難になる可能性が高い。とくに自己創設無形資産は、市場が存在しないところから、結果としてオンバランス化が認められにくい状況にある。

しかしながら、そうはいうものの、無形資産への依存度を高めている知識経済における現実制度のなかでは、無形資産が将来利益を生み出す主要な源泉である以上、無形資産の制度会計上における認識が必要であろう。企業は無形資

14) IAS16（2003年改訂）para. 6

15) IAS16（2003年改訂）para. 7

16) IAS16（2003年改訂）para. 15

17) 伊藤邦雄編著「無形資産の会計」中央経済社、2006年、10ページ

18) 平松一夫・広瀬義州訳「FASB財務会計の諸概念（増補版）」中央経済社、2002年、297ページ

19) 伊藤前掲書、17-18ページの記述を簡略化。

産を戦略的に蓄積・活用していくためには、無形資産をきちんと測定し、それを各ステークホルダーの評価に結びつけていかなければならない。そのためには、すべての無形資産についてオンバランス化を図らなければならないのは当然である。そして無形資産のオンバランス化には、無形資産の価値をいかに評価するかという課題を真正面から取り組まなければならない。

3. 従来、制度としての企業会計において無形資産は、企業やステークホルダーの認知レベルは決して高いものではなかった。アメリカでは1970年に公表された会計原則審議会(APB)意見書17号「無形固定資産」において、無形資産について一般的な会計基準の成立が図られたものの、それは第三者から対価を支払って取得した無形資産のみを取得原価でオンバランスしようとするものに過ぎなかった。また、わが国「企業会計原則」でも、無形資産、とくに無形固定資産については「営業権、特許権、地上権、商標権等は無形固定資産に属するものとする」と表示されていたに過ぎず、これらはすべて第三者との取引を通じて対価を支払って取得した無形資産のみであって、過去におけるこれら支出を適切に期間配分すなわち費用配分することこそが、無形資産会計の主たる目的として理解されてきたのである。

もっとも物的実体のない無形資産である営業権が記載されてきたのは、将来における超過収益力の存在であったし、特許権や商標権等の法律的な権利にしてもオンバランスされてきたのは将来における超過収益力の存在が1つの根拠となっていることは否定できない。つまり無形資産の会計処理においては、将来における超過収益力の存在という要素が、有形資産よりも重要なウェイトを占めていたことには注目すべき

であろう。

いずれにせよ制度としての無形資産会計においては、取得原価主義に基づく認識・測定と、費用配分(償却)が行なわれてきたのである。そして認識が認められるのは第三者から買い入れた無形資産のみであり、そこには自己創設の無形資産を認識する余地は認められていない。つまり、オンバランスされる無形資産の金額は、あくまで費用配分の原則に基づく未償却原価としての意味を有するに過ぎなかったのである。

4. しかしながら1980年代以降、無形資産に関して従来とは異なる会計処理が求められるような動きがでてきた。つまり無形資産を期間損益計算における適切な費用を形成する源泉としてだけではなく、オンバランスされる無形資産の価額に積極的な意味づけを与えようとする動きが生じてきたのである²⁰⁾。これは知識社会への進展が、ステークホルダーの無形資産に対する関心を期間損益計算の内容よりも貸借対照表を通じた情報開示に移行させたために、企業にとって将来の収益可能性を表すのであれば資産として認識されるべきとの考え方が採用される方向が固まったことを意味する。さらに無形資産の価額を従来のような費用配分の原則が適用された結果として捉えるのではなく、企業の将来における収益獲得の可能性を示す情報として評価しようとするものでもある。

アメリカではのれんに関する会計処理方法の変更(FAS142号)を契機として、オンバランスされた無形資産を将来の収益獲得能力の指標とする考え方が導入された。これは会計処理上、のれんの償却に替えて減損処理を行なうことに

20) たとえば、1980年代半ばを境として、無形資産に対するFASBの姿勢にも変化がみられることを指摘できる。

よって、費用計上処理を行うことなく、超過収益力の存続するかぎり無形資産としてオンバランスしていこうとするものである。すなわち、超過収益力が存続している限り無形資産としてのれんが貸借対照表に記載され続けること、あるいは超過収益力の衰退に対して相応の減損処理を行うことにつながることを意味する。

5. ところで、このような無形資産に関する会計処理の変化が生じた背景としては、幾つかあげられるところである²¹⁾が、われわれは、次の2点をとくに注目したい。

第1点は、資産負債中心観に基づく会計観の変化である。アメリカでは、1978年11月にFASBが「財務会計基礎ステートメント第1号」として「企業財務報告の諸目的」²²⁾が公表され、財務報告の目的は、投資家による企業の将来キャッシュフロー予測に役立つ情報の提供にあるという姿勢が確立されることとなった。また1980年の「概念ステートメント3号 財務諸表の構成要素」では、最初に資産と負債がまず定義され、その他の構成要素の定義については資産と負債の定義に準拠して定められるという枠組み、すなわち資産負債中心観が認められたのである。

第2点は、ステークホルダーにおける財務報告の目的に対する重点の変化である。企業をとりまく経済的環境の変化は無形資産への重点移行をもたらしているのであるが、これは必然

的に自己創設無形資産の認識促進につながる。たしかに制度として財務報告における信頼性が重視され、有形資産に対してと同様、無形資産に対しても客観性と検証可能性が絶対の要件とされる限り、外部との取引のない自己創設無形資産の価額は、過去における支出額で測定することはできず、したがって自己創設無形資産の認識が制度として認められる可能性は低いといわざるを得ない。しかしながら、すでに述べてきたように、熾烈な競争に急かされて活動が加速する知識社会では、企業価値の創出（生産）の基礎にある知識基盤が急速に変化し、知識の多くがいわば「死知識」となって重要性を失う一方、新しい科学・知識分野に挑戦し、さらには会計分野における真実の定義・基準に挑戦する動きが起こっている。そういう時代の渦中にわれわれは立っているのである。

6. 知識社会の経済は、すでに述べたように、知識に基づくそれも無形の富の創出をめざす経済であり、国民経済の一分枝をなす企業は激しい競争の中にあって、常に革新を迫られている。この時代の企業経営の中心目標は企業価値の創出にあり、この企業価値を決定する重要因子を構成する資源である資産は有形資産から無形資産へと重点を移行させている。多くの企業では特許、知的財産、ブランドなどの無形資産を中核に据えた経営へと重点をシフトさせ、その戦略的な活用・蓄積を促進させる動きを盛んにおこなっている。かくて企業会計上、これら無形資産の評価についての関心の高まりを見ることとなる。しかし残念ながら、これまで無形資産は企業価値の重要な決定要因であると認められてはいるものの、その会計的取扱（評価）は遅れてきたといわざるを得ない。

無形資産に関する評価が、その関心のわりに遅れているのは、既述したように無形資産の本

21) 大塚成男「無形資産会計の制度的認識の視点と課題」（日本会計研究学会特別委員会「無形資産会計・報告の課題と展望」最終報告 2005年9月）23-24 ページ

22) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, "Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises", November 1978.

質的特性に、すなわち①同時・多重利用可能性、②不確実性、③市場の不存在にその原因を求めることができるものであった。つまり、このような無形資産固有の3つの特性が、無形資産に関する評価モデルの開発を難しくしているといえる。すなわち有形資産を構成するモノと無形資産を構成する知識には、基本的な違いが存在するのである。有限な資源から成るモノ（有形資産）は例えば減って行くが、知識（無形資産）は無尽蔵であって、モノすなわち物的資産（金融資産を含めて）を所有する企業は、そこから得られる便益を独占的に享受できる。これに対して、無形資産を構成する知識、たとえば顧客情報、技術、ソフトウェア、ビジネスモデルなど多くの無形資産は多重利用・複写が可能であると同時に、他企業による複写利用も容易に可能となる。また、このようなことは競合他企業によるただ乗りを生み、無形資産に対する投資からもたらされる便益を開発企業が独占的に享受することが困難となって、無形資産が生み出す便益には不確実性の高さを認めざるを得ない。さらに無形資産の性格上、無形資産には市場が形成されにくいとため、客観的な取引価額を決定することが容易ではない。

7. ところで、一方、現代の企業会計において採用される利益測定法をめぐる問題の本質は、結局のところ、企業の取引額というフローの配分によってストックの評価額が規定される（収益費用中心観）と考えるのか、あるいはストック評価を通じてフローの金額が規定される（資産負債中心観）と考えるのかという2点に集約されると理解してよいのではないだろうか。さらに付言すれば、企業収益と業績報告に関しての国際的合意の方向は、後者のストックを重視する資産負債中心観にあるといえるようであ

る²³⁾。

収益費用中心観の基本がいわゆる実現主義・稼得過程アプローチにあるのに対して、資産負債中心観ではいわゆる資産負債アプローチを用いて収益認識に関する包括的な原則を導こうとする会計方式である。すなわち、資本取引を除く貸借対照表上の資産負債の1期間の評価差額のすべてを表す包括利益の一部を、「その他の包括利益」もしくは「評価・換算差額等」として貸借対照表に区分表示し、それらが純利益あるいは稼得利益としての適格性を充たした期間に改めて期間損益に算入するとともに、同額を「その他の包括利益」等から減額する処理（リサイクリング）を行うものである。

8. 企業資産を構成する無形資産が企業価値の源泉であるとするならば、これは測定・評価され、オンバランス化されることによって、企業のステークホルダーに開示されることを求められるのは当然であろう。測定・評価に関してはすでに論じてきたところであるが、開示の必要性を指摘する声は投資者などの情報利用者だけでなく、情報提供者である企業側からも無形資産についての開示についてのインセンティブを有する。

たとえば、M&Aなどの経営課題に直面する企業は無形資産の開示にインセンティブをもつだろうし、一般投資者にとっても、無形資産が企業価値の源泉である以上、それが適切に伝えられていないとするなら、その企業の株価は過小評価される可能性もある。したがって、価値創造の源泉が有形資産から無形資産へとシフトしつつある現在にあってはもちろん、いずれもオンバランス化された無形資産情報は投資者など

23) 辻山栄子「収益認識と業績報告」(『企業会計』2008年1月号) 39-53ページ

の情報利用者あるいは情報提供者である企業側のいずれの側にとっても有用な情報であるといえよう。しかしながら、開示の手法についてはさまざまな形態があって、いくつかの選択肢が考えられる。

企業価値の創出をめざす企業にとっては、無形資産の蓄積や活用が戦略的に行われていることを投資者その他ステークホルダーにきちんと伝え理解を得ることも大切である。しかも、かつては将来便益発生の可能性の高い優良な有形資産をどれほど保有しているかが重要であるとされてきたが、近年は競合他企業からコピーや模倣されることのない、あるいは購入することの困難な技術、ノウハウ、特許、ブランド等、つまり無形資産を戦略的に開示することが、企業にとっての価値創造にとって極めて重要な誘因を形成するようになっている。

9. 2004年、わが経済産業省は知財経営にかかると市場の対話が促進されることを狙いとして「知的財産開示指針」を公表し、以下に示す10の情報を開示するよう推奨している。

すなわち、①中核技術と事業モデル、②研究開発セグメントと事業戦略の方向性、③研究開発セグメントと知的財産の概略、④技術の市場性、市場優位性の分析、⑤研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・連携、⑥知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針（指針の実施も含む）、⑦ライセンス関連活動の事業への貢献、⑧特許群の事業への貢献、⑨知的財産ポートフォリオに対する方針、⑩リスク対応情報である。

さらに上記の開示にあたっては、知的財産報告書を作成することが望ましいとして、2005年6月「知的資産経営報告書」に関する中間報告案を開示している。同報告書では、特許などの知的財産ばかりではなく、貸借対照表にはあ

られない競争力の源泉全体を知的財産と呼び、定性情報と定量情報を組合せ、そうした情報を開示することが重要であることを指摘している。

以上の知的財産報告書の開示によって各企業にどのようなメリットが考えられるであろうか。かかる報告書の開示が実際の株式市場において高い評価に結びついて行くのか。未だ必ずしも全体像は明らかではないが、少なくとも開示企業にとっては当企業が知的財産に関して重視しているとしてステークホルダーからの理解を得ることができ、知的財産重視の方針を持続的に向上していくことが中長期にわたる企業価値に結びつくこととなって、将来は企業価値創出のために役立つものとして大いに期待できるであろう。

IV. おわりに

1. いま企業経営の中核は企業価値の創出にあり、各企業は自身の企業価値創出に全力を注いでいる。企業価値創出を目指す社会とは、一般に知識社会といわれる。この社会では、知識に基づく経済の革新がかつてない規模で起きている。その背景には熾烈な競争がある。企業内では技術が猛烈な勢いで変化する。金融・財務も目もくらむようなペースで変化している。企業会計も必死に追いつこうとしている。企業価値を創出する資源である「企業資産の構成」は、従前の有形資産から無形資産へとその重点を移行しようとしている。かつて企業資産の大半を占めていた有形資産は、有限な資源から構成されていた。しかし、新しい社会において構成される無形資産は、無尽蔵な知識という資源からもたらされる。たとえば有限な資源である石油は使えば減ってゆく、これに対して無限の知識

は使うほど新たな知識を生みだす。しかし、知識のすべての部分には賞味期限がある。ある時点で知識は古くなり、死知識とでも呼べるものになる。

2. FASBは資産というものについて、これを次のように述べる。「単独または他の資産と結びついて、直接または間接的に将来の正味キャッシュインフローに貢献する能力を備えた発生の可能性の高い将来便益である」(SFAC 6, par. 26)。すなわち、ある項目が資産として認識されるか否かのハードルは将来便益の発生可能性の高低にある。そして、価値創造の源泉が有形資産から無形資産へとその重点が移行しているという事実は、無形資産情報が投資者の意思決定に必要かつ大いに有用であることを示唆している。

3. いま、われわれの経済では、資産は人が想像する以上に、有形の部分が少ない。世の中の変化は加速し、製品サイクルは短くなり、技術の陳腐化は速くなり、市場の変化は激しい。いまや企業の生死は技術革新にかかっており、そのため企業の保有する無形資産が猛烈な勢いで増加している。そして、この加速は、企業会計の世界に、急成長する経済の要求と古い社会制度の構造の間に生ずる悩ましいズレをもたらすことになる。

一方、無形資産の特性は、①同時・多重利用

が可能なこと、②不確実性(リスク)が高いこと、③市場性が低いこと、にあるとされる。したがって無形資産が生み出す成果を、企業会計上、現実制度のなかで裏付けることが困難になる可能性が高い。

4. しかしながら取得無形資産は、それが第三者との取引を通じて客観的に資産の金額が評価され、その時点で企業にもたらされる将来発生する可能性の高い便益を、評価価額に織り込まれるとみなすことは可能であろう。したがって、このことから取得無形資産に対する測定・評価の問題を克服できるとみることができる。一方、自己創設無形資産は、それが市場や第三者との取引が存しないために、将来の経済的便益獲得の可能性を客観的に裏付ける事実の抽出は困難である。これが自己創設無形資産のオンバランス化の壁となっている。このため自己創設無形資産をオンバランス化する上での鍵となるのは、各企業内で行われている無形資産に対する投資がどのような要件を充たすことによって、将来の経済的便益に結びつくかを検証可能な状態にできるかどうかということにある。そのために、われわれは自己創設無形資産に対する投資とその最終成果とを結びつける中間的な価値決定因子を特定する研究を一層進めて行かなければならないと考える。

(了)